

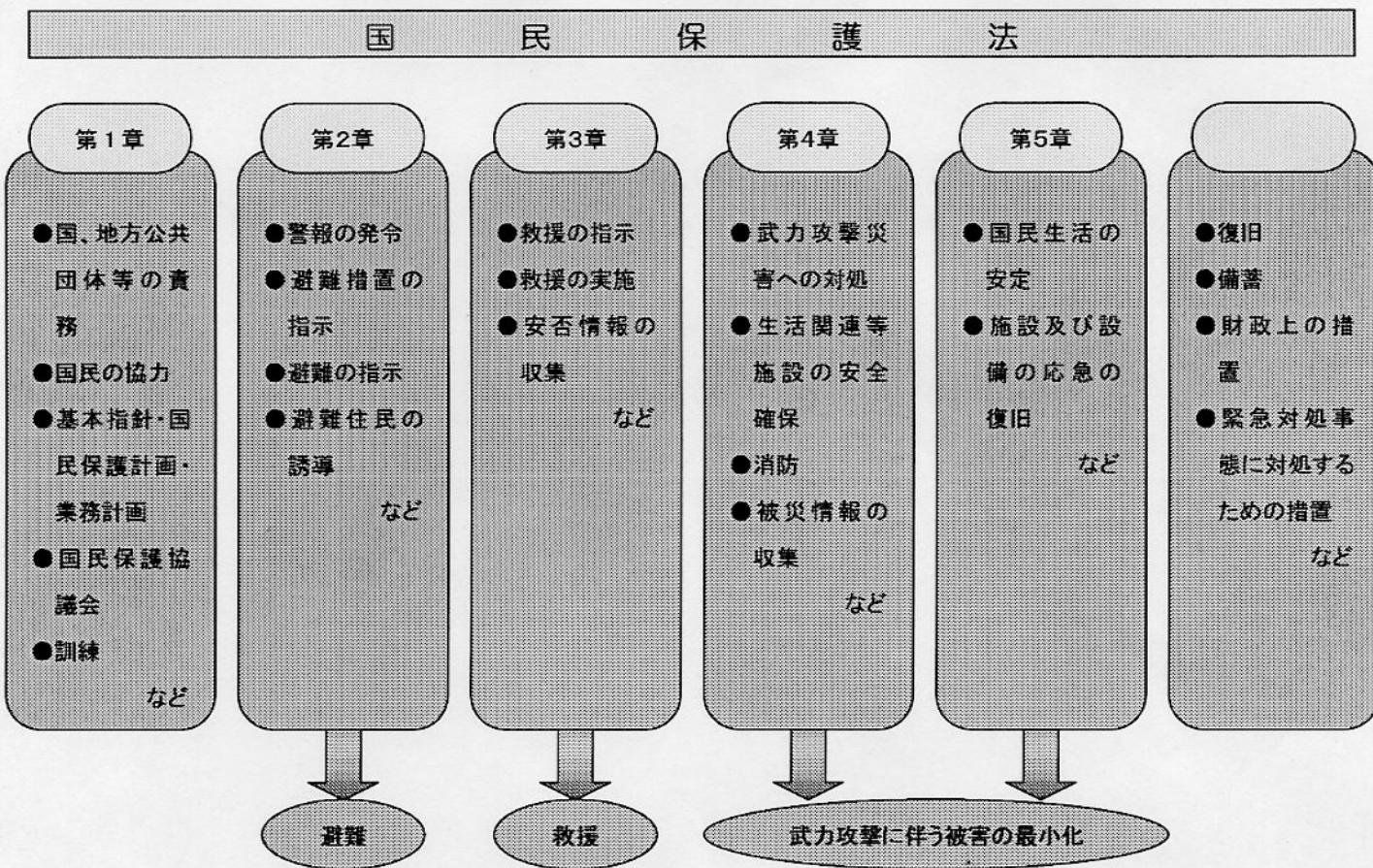
## 国民保護法の概要について

## 1. 国民保護法の概要

国民保護法（平成16年6月成立、同年9月施行）のおおまかな構成は、次の図のようになる。

国民保護法では、武力攻撃事態等\*に備えてあらかじめ政府が定める基本指針、地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画（国民保護計画）及び国民保護計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画（国民保護業務計画）などについて規定している。

また、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するための国や地方公共団体などの重要な役割を「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の3つの柱と定めている。



《参考》

\*武力攻撃事態等とは、次の掲げる事態のことである。

- #### • 武力攻擊事態

着上陸侵攻、航空機や弾道ミサイル攻撃及びゲリラ・特殊部隊による攻撃

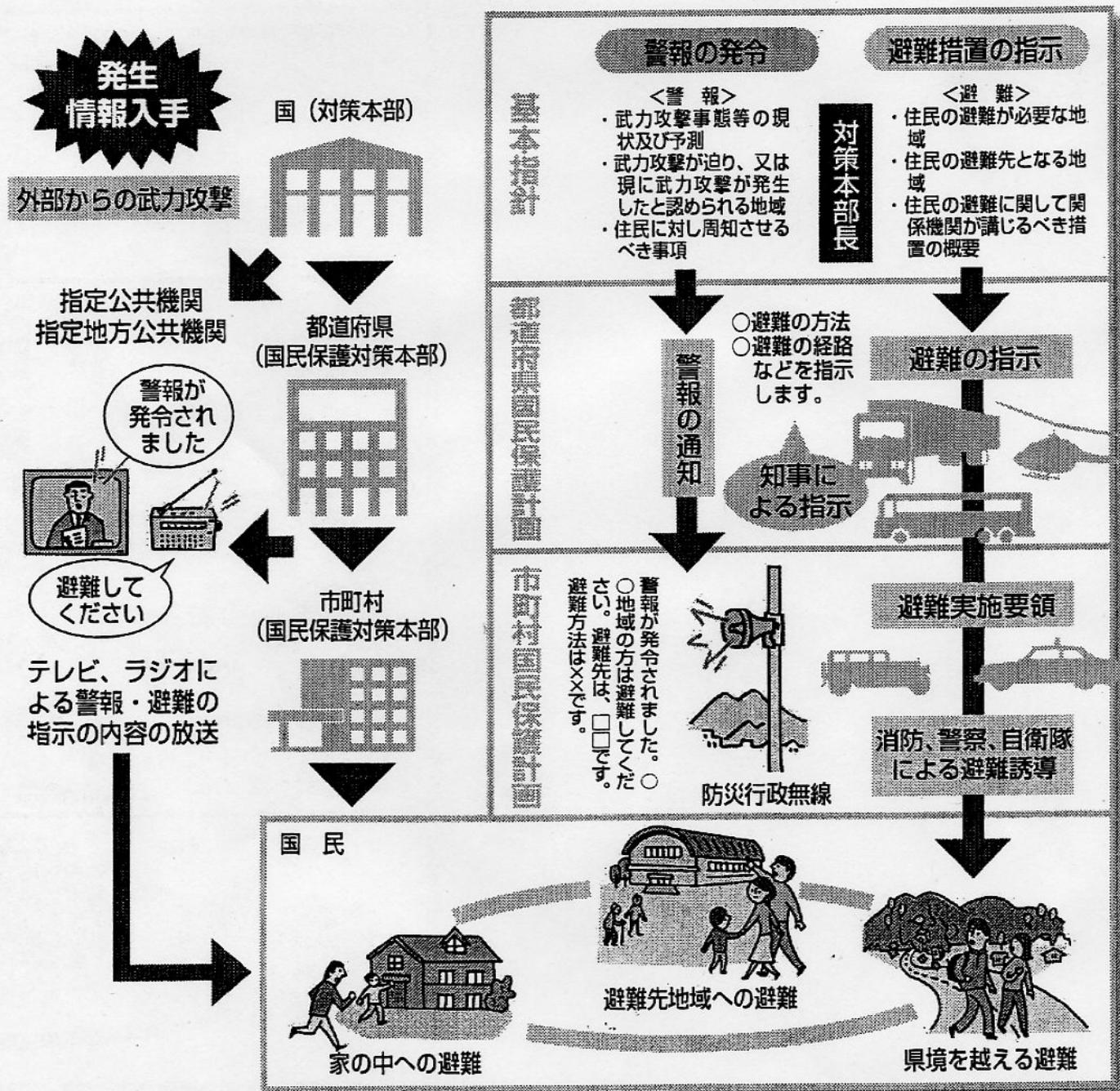
- #### · 武力攻擊予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

### (1) 避 難

日本に対する武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、国民に警報を発令する。また、国は、避難の必要があると認めた場合は、避難措置の実施について都道府県知事に指示を行う。

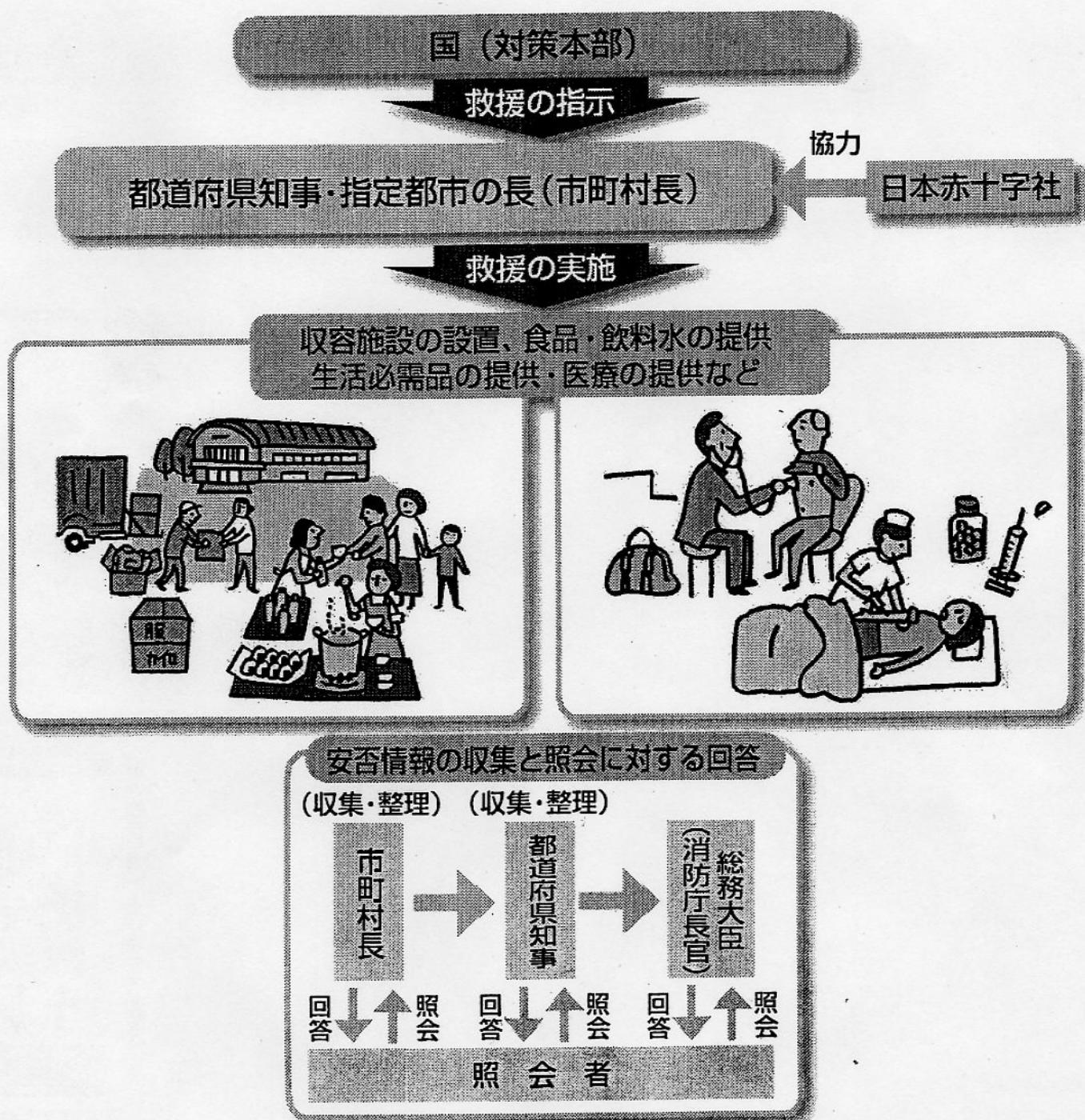
指示を受けた都道府県知事は、市町村を経由して、住民に対し、避難の指示を行う。市町村長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導を行う。



## (2) 救 援

国は、避難した後の住民の生活を救援するため避難先を管轄する都道府県知事に対し、救援に関する措置を講じるよう指示を行う。

なお、都道府県知事は、対策本部からの指示を待ついとまがないときは、指示を待たないで救援を行うことができる。



### (3) 武力攻撃に伴う被害の最小化

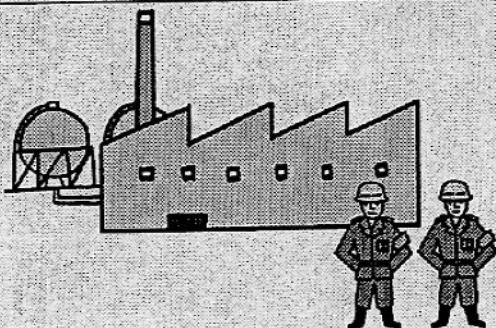
国は、地方公共団体と協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行う。

#### 国・都道府県・市町村が協力して対処

生活関連等施設（原子力発電所、ダム、鉄道施設など）の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。



危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



警戒区域の設定を行います。  
区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。

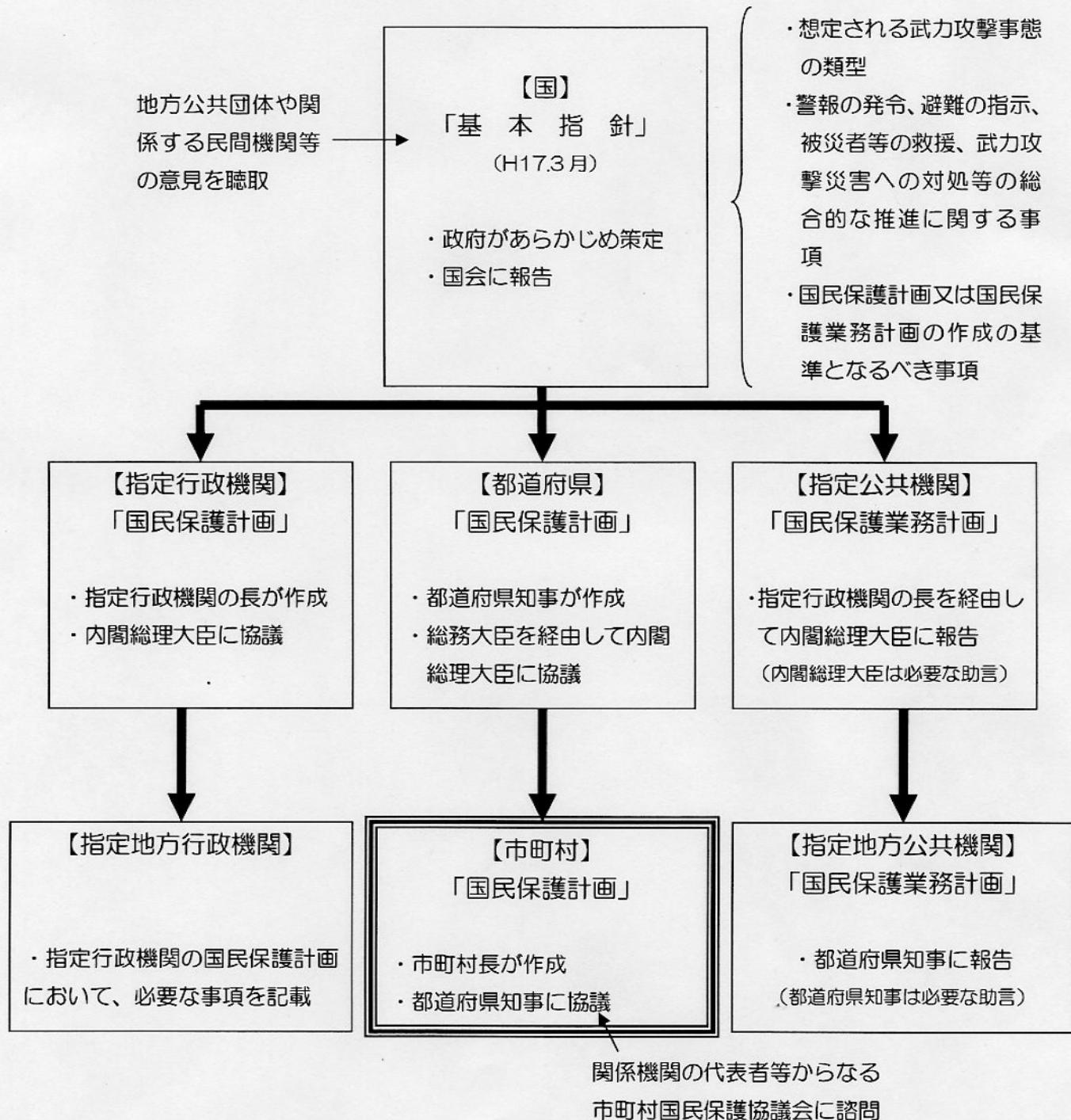


消火、救急及び救助の活動を行います。



## 2. 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画等

3つの柱（避難、救援、武力攻撃に伴う被害の最小化）は、国や地方公共団体等の大切な役割である。そこで、武力攻撃事態等において、実際にこれらの住民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ、国は基本方針を、地方公共団体は国民保護計画を作成しておく必要がある。



## 笠松町の取り組みについて

### 1. 関係条例の整備について

国民保護法の施行に伴い、次の条例を整備した。（平成18年4月1日施行）

#### （1）笠松町国民保護協議会条例

笠松町国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めた。

#### （2）笠松町国民保護対策本部及び笠松町緊急対処事態対策本部条例

笠松町国民保護対策本部の組織及び会議等について必要な事項を定めた。

また、笠松町緊急対処事態対策本部について、笠松町国民保護対策本部の規定を準用することとした。

## 国民保護計画作成の流れについて

